

法人ニュース 会津

2023 盛夏号 vol.341


<http://www.aizu-ho.or.jp> Mail: info@aizu-ho.or.jp

公益社団法人 会津若松法人会

〒965-0059 会津若松市インター西112

TEL 0242 (22) 5821

FAX 0242 (25) 3303

発行人 遠藤 久

編集 広報委員会

第11回通常総会を開催

第11回通常総会を6月15日、会津若松ワシントンホテルで開催し、役員改選で遠藤久会長（遠藤総合経営センター）を再任しました。



総会には来賓・会員あわせて約100名が出席し、遠藤会長が挨拶、ご来賓から祝辞を頂いたあとと議事に入り、全ての議案が原案どおり承認されました。（関連記事2～3ページに掲載）

また総会席上において会津若松法人会表彰規程に基づき会員増強表彰を執り行いました。受賞者は次の通りです。

▽感謝状表彰【会員増強】

遠藤 久様（遠藤総合経営センター）

弓田八平様（弓田建設）

鈴木勝人様（鈴木勝人税理士事務所）

天野俊彦様（柳津測量設計）



天野俊彦 様



鈴木勝人 様



弓田八平 様



遠藤 久 様



会員懇談会

盛会に開き、親交深める

総会終了後の会員懇談会では室井照平会津若松市長から祝辞をいただき、渡邊泰夫顧問の発声で乾杯し、和やかな雰囲気の中、懇親を深めました。

令和5年度事業計画

《基本方針》

1. 経営者の団体である法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する。

2. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、会員増強運動を推進し、組織の強化拡大を図る。

3. 税務当局との連絡協調をはかり、納税者と税務当局の相互理解の醸成に努めるとともに、税務行政の円滑な運営に寄与するための事業を行う。

4. 租税に関する調査研究を行い、適正公平な税制の確立と租税負担の軽減を図るための提言活動を行う。

5. 会員企業及び地域社会の発展のため、講演会及び研修会等を積極的に実施し、且つ各種情報の迅速な提供に努める。

《事業活動》

1. 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

● 税知識の普及を目的とする事業

● 納税意識の高揚を目的とする事業

● 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

2. 地域企業の健全な発展に資する事業

3. 地域社会への貢献を目的とする事業

4. 会員の福利厚生等並びに交流に資するための事業

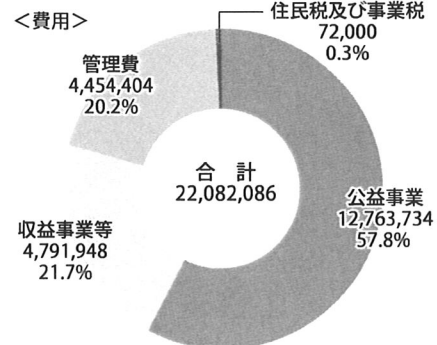
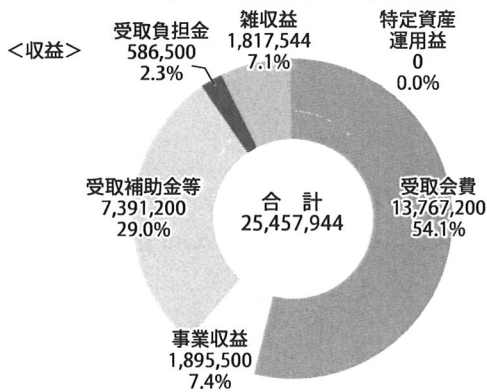
5. 諸会議の開催及び出席(その他)

6. その他本会の目的達成のために必要な事業

総会の詳しい議案は会津若松法人会ホームページ「情報公開」からご覧になれます

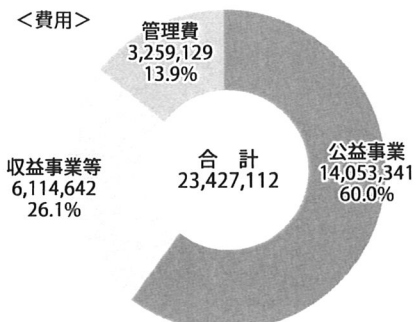
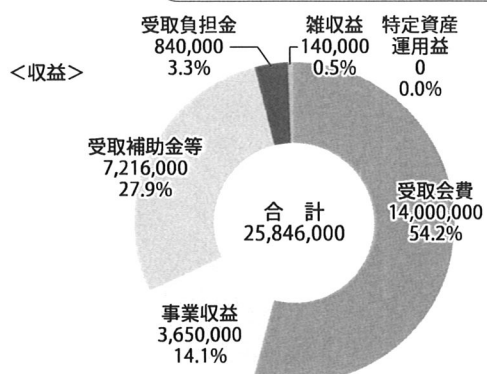
令和4年度 決算額 (正味財産増減計算書)

(単位:円)



令和5年度 予算額 (正味財産増減計算書)

(単位:円)



◇ 役 員 名 簿 ◇

支部名	役職名	事業所名	氏名	支部名	役職名	事業所名	氏名
会津若松	会 長	(有)遠藤総合経営センター	遠藤 久	※経理研究部会	常任理事	小柴社会保険労務士事務所	小柴 繁徳
"	副会長	一般財団法人 竹田健康財団	竹田 秀	※青年部会	"	特定非営利活動法人 清扶会	矢沢 拓哉
税理士会	"	鈴木勝人税理士事務所	鈴木 勝人	※女性部会	"	(株)栄楽座	小堀 恵子
会津坂下	"	坂下清掃(有)	猪俣 孝之	※会津若松	理 事	(株)白木屋漆器店	高瀬 淳
猪苗代	"	渡部産業(株)	渡部 寛規	"	"	なかむら司法書士事務所	中村 達也
美 里	"	(株)米夢の郷	猪俣 道夫	"	"	鈴善(株)	鈴木健太郎
西 部	"	金子建設(株)	金子 保彦	"	"	秋山ユアビス建設(株)	秋山 武義
会津若松	常任理事	会津天宝醸造(株)	満田 盛護	"	"	(株)マコト精機	古川 信吾
"	"	山本商事(株)	山本 真一	"	"	(株)目黒工業商会	目黒 健之
"	"	末廣酒造(株)	新城猪之吉	"	"	(株)会和工務店	内川 健一
"	"	丸善商事(株)	武藤 公一	"	"	マルトミ商事(株)	高橋 敢
"	"	会津清掃(有)	洪 南基	※税理士会	"	税理士法人 キロル	鈴木 義文
"	"	会津自動車工業(株)	四家 邦博	会津坂下	"	宇内鉄筋工業(株)	宇内 一広
"	"	(株)弓田建設	弓田 八平	猪苗代	"	(有)徳江生花店	土屋みよ子
"	"	(株)サイトウ	齋藤 勇	※ "	"	(株)城南建設	遠藤 勝一
"	"	会津土建(株)	菅家 忠洋	美 里	"	(株)高田燃料	横山 正弘
※税理士会	"	吉原裕二税理士事務所	吉原 裕二	※ "	"	(有)グリーンサービス	新國 文仁
会津坂下	"	柳津測量設計(株)	天野 俊彦	西 部	"	(株)山毛齋藤商店	齋藤 大輔
"	"	(株)佐藤電設	佐藤 春幸	会津若松	監 事	会津商工信用組合	小林 利典
猪苗代	"	(有)みなとや	渡部 英一	※税理士会	"	長谷川淳税理士事務所	長谷川 淳
"	"	(株)佐賀工務所	佐賀 幹雄	会津坂下	"	みどり不動産(株)	古川 敏典
美 里	"	(株)流紋焼	弓田 修司				
※ "	"	(株)会津タムラ製作所	笠間 寿次	顧 問	渡 邉 泰 夫	(元 会 長)	
西 部	"	山十建設(株)	滝沢 康成	相 談 役	星 幹 夫	(前 会 長)	

※ 新任役員

経理研究部会 & 女性部会

新部長を選ぶ

新部会長に小柴繁徳さん(経理研究部会)と土屋みよ子さん(女性部会)を選任しました。



土屋みよ子さん



小柴繁徳さん

経理研究部会と女性部会ではそれぞれ報告会を開催し、任期満了に伴う役員改選で新部会長に小柴繁徳さん(小柴社会保険労務士事務所)と土屋みよ子さん(徳江生花店)を選任しました。

(敬称略)

部会長以外の役員は次の通りです。

経理研究部会

▽副部会長 松本和謙(アイ・エス・シー)、弓田修司(流紋焼)、横山幹央(会津ガス)



㊤ 6/23 経理研究部会報告
㊦ 6/5 女性部会報告会

▽幹事 猪俣道夫(米夢の郷)、高梨宣浩(会津美里振興公社)、田中徹(ホテルニューパレス)、横山正弘(高田燃料)、高畑祐介(心愛会)、加藤勝成(遠藤総合経営センター)、遠藤寿雄(遠藤雄雄税理士事務所)、五十嵐美栄(會津通運)、刈屋弓恵(会津リース)

女性部会

▽副部会長 齋藤共子(サイトウ)、小堀恵子(栄楽座)、新城希子(末廣酒造)

▽幹事 桑原純子(高砂屋商店)、中島昭子(ナカジマ会館)、秋山理恵(秋山ユアビス建設)、安部睦子(安部建設)、笠間ヤス子(笠間建材店)、鈴木絹江(萬来軒)

▽相談役 小野春恵(小野屋造花店)

会津若松税務署からのお知らせ

令和5年10月から「インボイス制度」が始まります。

インボイス制度開始日（令和5年10月1日）に登録を受けようとする事業者の方は、令和5年9月30日までに申請する必要があります。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなります（※）ので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

※登録申請の処理期間は、令和5年7月現在で、e-Tax提出の場合は約1か月半、書面提出の場合は約3か月となっております。

また、インボイス制度の説明会等をオンラインや税務署で開催いたします。さらに税務署では登録の要否を悩んでいる事業者の方を対象とした相談会も開催しておりますので、ご希望に応じてお申し込みください。

【お問い合わせ先】

軽減・インボイス専用ダイヤル
Tel 0120-205-553
会津若松税務署

法人課税第一部門（直通）
Tel 0242-27-4334

会津若松税務署人事異動

令和5年七月十日付で、国税庁、仙台国税局の人事異動が発令されました。当署における主な異動は次のとおりです。（敬称略）

【新任】（ ）は前勤務地

署長 板垣直人（仙台国税局）

総務課長 小原俊文（一関税務署）

管理運営部門総括上席 柴田拓（仙台国税局）

個人課税第一部門総括上席 小泉文人（いわき税務署）

法人課税第一部門総括上席 柴崎義幸（相馬税務署）

【転任】（ ）は新勤務地

署長 高盛洋明（札幌国税局）

総務課長 川宮雅樹（八戸税務署）

管理運営部門総括上席 津島正明（山形税務署）

個人課税第一部門総括上席 高橋正樹（いわき税務署）

法人課税第一部門総括上席 菊池良司（郡山税務署）



**事業者のみなさん！
10月からインボイス制度が始まります！
準備はお済みですか？**

国税庁HPインボイス制度特設サイト

インボイス制度について、令和5年度税制改正により、新たな負担軽減措置が設けられました。制度に関する各種資料や申請手続、Q & A 等については、「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

税務署にて説明会・登録要否相談会を開催！

各税務署では、制度の説明を聞きたい方や登録の要否をご検討されている方向けに、説明会・登録要否相談会を開催しています。事前予約制ですので、最寄税務署までお問い合わせください。

各種補助金のお知らせ

インボイス制度に対応するためのソフト・ハード等の導入費用等にIT導入補助金による支援があります。

特設サイト



説明会情報

小規模事業者
持続化補助金
リーフレットIT導入補助金
リーフレット

仙台国税局・税務署

消費 税

インボイス制度に関する改正について

ポイント
1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができるとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

※対象期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

※対象期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日までに課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！

(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能**です。

※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

— 国税庁 令和5年4月インボイス制度に関する改正についてのリーフレットより抜粋 —

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

東北税理士会 会津若松支部長 吉原裕二（TEL 0242-62-3129）



決算説明会 ㊥4/12、㊥5/10(アピオスペース)

カメラ
レポート



4/18 猪苗代支部・第9回土津神社
クリーンアップ事業(土津神社)



6/30 青年部会報告会(居酒屋 糸びす亭)



5/16 第1回理事会(ホテルニューパレス)

年末調整説明会のお知らせ(予告)

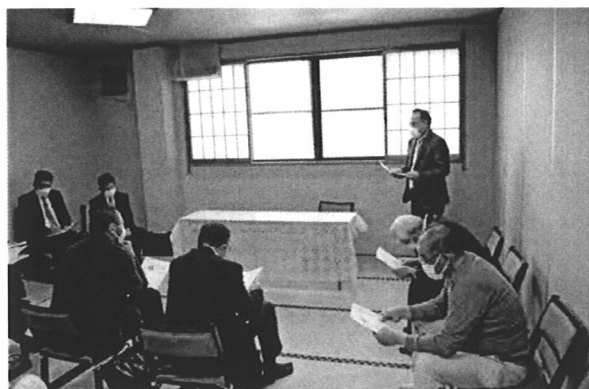
日 時 11月15日(水) / 16日(木) いずれも午後1時30分より

場 所 アピオスペース(会津若松市インター西90 TEL 0242-37-2801)

～詳しくは法人ニュース会津秋号に同封のチラシでご案内いたします～

(公社)会津若松法人会 電話0242-22-5821

支部報告会



5/11 美里支部（宮廻）



6/5 会津坂下支部（三澤屋）



6/9 猪苗代支部（猪苗代観光ホテル）



6/27 西部支部（栄光館）

租税教室



6/8 門田小（児童数 68 名）



6/13 一箕小（児童数 101 名）



6/14 ザベリオ学園小（児童数 24 名）



6/16 小金井小（児童数 93 名）



2023年4月1日から
中小企業に対しても
月60時間を超えた時間に対して、
割増賃金率を50%以上で
賃金を支払うという改正が！

改正された
割増賃金率

大企業は2010年から
実施されていましたが、2

023年4月1日から中小
企業に対しても月60時間
を超えた時間に対して、割増
賃金率を50%以上で賃金
を支払うという改正が行われ

時間外手当 休暇振替

への
対応

特定社会保険労務士 小島信一

ました。
また、賃金の支払でなく、
代替休暇を与える措置が新
たに設けられました。本稿
は、これらの改正につき解
説いたします。

時間外労働とは

労働基準法では、使用者
は1週間40時間、1日8時
間を超えて働かせてはいけ
ない、と定めています。

就業規則に特段の定めが
なければ週とは「日曜日から
土曜日」、1日とは「午
前0時から午後12時」まで
を指します。

なお、労働時間のことを、
所定労働時間、法定労働時
間などといいます。所定
労働時間とは、その会社独
自の時間のことで、所定の
「所」は事業所を指してい
ます。

よって、法定労働時間と
同じ時間であれば、1日7
時間勤務など法定より少な
い時間を定めている会社も
あります。

もつとも、割増賃金は「法

定外」の時間に対して支払
うことが義務付けられてい
るため、「所定外」の時間
については、会社独自で割
増率を定めることになりま
す。

(法定)時間外労働に対する割増率

1週間40時間、1日8時間
を超える労働に対しては、
25%以上の率で計算した割
増賃金を支払わなければな
りません。

また、週1回の法定休日
に対しては35%以上、22時
から翌朝5時までの時間帯
の労働に対しては、25%以
上の割増賃金の支払が必要
です。

時間外労働とは、つまり
3種類あるのです。
具体的に見ていきましょう。

例えば、所定労働時間が
9時から17時（1時間休憩）
までの場合、時間外労働は、
17時以降から発生します。
この場合、割増率は表の
ようになります。

改正された割増率

2023年4月からは、
中小企業に対しても月60時
間を超えた時間外労働に対
して50%以上の率で計算し
た割増賃金を支払う必要が

【所定労働時間が午前9時から午後5時（休憩1時間）までの場合】			
17:00～18:00	⇒	1時間当たり賃金×1.00×1時間	法定時間内残業
18:00～22:00	⇒	1時間当たり賃金×1.25×4時間	法定時間外残業
22:00～5:00	⇒	1時間当たり賃金×1.50 (1.25+0.25)×7時間	法定時間外+深夜残業

AM9:00	PM5:00	PM6:00	PM10:00	AM5:00
7時間		1時間	4時間	7時間
所定内労働時間		法定時間内残業	法定時間外残業 割増賃金 2割5分以上	法定時間外+深夜残業 割増賃金+深夜残業 5割

あります。

例えば、時給が1,000円ならば、1,500円となります。

では、具体的にどうやって計算するのでしょうか。

例として、平日に毎日3時間の（法定）時間外労働をし、所定休日（土曜）に4時間労働し、法定休日（日曜）に2時間労働した場合を見てみましょう。

【下図表】

このような勤務の場合、ポイントとしては、①11日の土曜日は週40時間を超えているため、25%増となります。

②27日の時間外労働3時間目から累計60時間を超えているため、50%増となります。

③また、12日の勤務は法定休日の労働のため、60時間をカ

土曜日が所定休日、日曜日が法定休日の場合						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

算定に含まれる部分

法定時間外労働時間数		累計
3時間 × 3日	= 9時間	9時間
3時間 × 5日 + 4時間	= 19時間	28時間
3時間 × 5日	= 15時間	43時間
3時間 × 5日	= 15時間	58時間
3時間 × 5日	= 15時間	73時間

法定時間外労働時間数の累計が1ヵ月60時間を超える、27日の時間外労働3時間目から割増賃金率が5割となる

法定休日労働時間数	
2時間	

ウントする累計には含めず、別で35%増の賃金を支払うこととなります。

代替休暇

引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることもできます。

代替休暇を導入する場合には、過半数組合、それがなければ過半数代表者との間で「労使協定」を結ぶことが必要となります。

なお、協定には、
①代替休暇の時間数の具体的な算定方法、
②代替休暇の単位、
③代替休暇を与えることができる期間、
④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日、の4つを盛り込みます。

（1）代替休暇の時間数の具体的な算定方法

代替休暇の時間数

= (

1ヵ月の法定時間外労働時間数

- 60

) ×

換算率

換算率

=

代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率

-

1ヵ月の法定時間外労働時間数

1.50

1.30

60h

80h

↑

↓

換算率

代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率【1.50-1.30=0.20】

代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率

換算率を何%にするかなど、具体的な算定方法を労使協定で定めます。
例の場合、代替休暇の時間数は、(80-60) × 0.20 = 4時間となります。

代替休暇の時間数は、1ヵ月60時間超の法定労働時間外の労働時間に対する引

き上げ分の割増賃金額に対応する時間数となります。

（2）代替休暇の単位

まとまった単位で与えることにより、労働者の休息の機会を確保する観点から、1日、半日の単位で与えることとされています。

（3）代替休暇を与えることができる期間

代替休暇は、特に長い時間外労働を行った労働者の休息確保が目的のため、一定の近接した期間内に与えられるべきで、具体的には60時間を超えた月の末日の翌日から2か月以内の期間に与えることとされています。

（4）代替休暇の取得日決定方法、割増賃金の支払日

賃金の支払額を早期に確定させ、トラブルを防止する観点から、労使で定めておくべきです。

なお、取得日を強制させることはできず、労働者の意向に沿って決定することが必要です。

令和6年度税制改正に関するアンケート調査結果報告

公益財団法人 全国法人会総連合

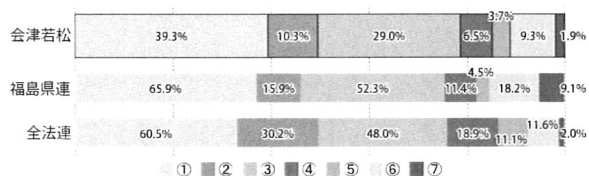
(公財) 全国法人会総連合では、令和6年度税制改正に関する提言事項の策定にあたり、皆様の意向を把握するための重要参考資料としてアンケート調査を実施いたしました。

お忙しい中、アンケートにご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。
アンケート調査の結果を次の通りご報告いたします。

問1 中小企業向け税制

令和6年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

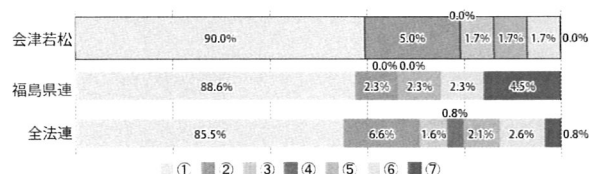
- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



問2 消費税/インボイス制度

令和5年10月1日から導入される「インボイス制度」について、インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

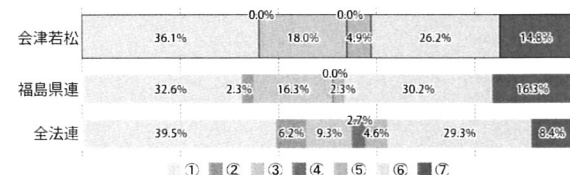
- ① 課税事業者であり、登録申請をした
- ② 課税事業者であり、これから登録申請する
- ③ 免税事業者ではあるが、登録申請をした
- ④ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
- ⑤ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ⑥ 登録申請をする予定はない
- ⑦ その他



問3 事業承継/事業承継の形態

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞かせください。

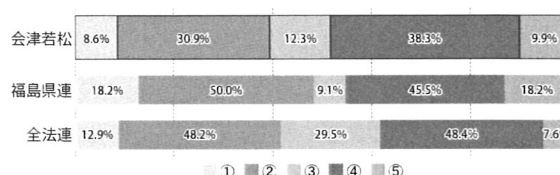
- ① 子に事業承継する
- ② 子以外の親族に事業承継する
- ③ 親族外に事業承継する
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他



問4 事業承継/事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

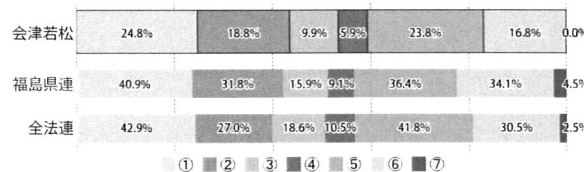
- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他



問5 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

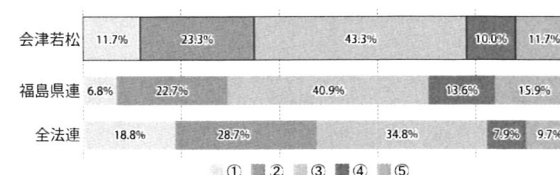
- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他



問6 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があるとされています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

- ① 就業調整によって人員が確保できず困っている
- ② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している
- ③ 就業調整による影響はほとんどない
- ④ わからない
- ⑤ その他



<参考>「年収の壁」には所得税が発生する103万円、一定条件を満たすと厚生年金や健康保険に加入して新たに社会保険料が発生する106万円及び130万円、配偶者特別控除の縮小が始まる150万円などがあります。

会津若松：会津若松法人会会員集計 福島県：県内の法人会会員集計 全法連：全国の法人会会員集計

デジタル戦略委員会

デジタルインボイスの「普及と定着」ではなく、「義務化」を。

(株)銀河警備保障 経理事務課主任 松本しな乃 (デジタル戦略委員)

インボイス制度の開始に向けて準備を進める中、「電子インボイス」や「デジタルインボイス」という言葉が耳にするようになりました。

昨年12月に開催された生産性向上セミナーにてデジタル庁・加藤氏による「デジタルインボイスの活用による業務効率化」について聴講した際に、初めて具体的な内容やその違いについて勉強させて頂きました。

「デジタルインボイス」とは統一された規格「Peppol（ペポル）」をベースに標準化され、自動処理を前提として構造化された仕組みであり、デジタル庁では現在こちらの普及・定着の取り組みを行っているそうです。

現在、弊社のお取引先の中には、インボイス制度や電子帳簿保存法を機に自社専用のシステムを構築された会社も多くあります。請求書を発行する側である弊社は、お取引先毎に郵送だけでなく電子インボイスやお取引先のシステムにて入力する等、ここ数年、請求方法が煩雑化の一途を辿っています。そのような中で「デジタルインボイス」は、請求業務一連の簡素化ができる画期的な

仕組みであると感じました。しかし、それと同時に新たな問題も見えてきました。

デジタル庁で促進しているこの取り組みは、「相互連携分野のデジタル化」の為、自社のみの対応では全く意味がないのです。「普及と定着」を待っているのは弊社と同様の会社は煩雑化を止められないのではないのでしょうか。またPeppolを標準化する予定のないシステムを利用している場合、標準仕様のシステムに乗り換えるのは金銭的にも時間的にも厳しい会社がほとんどなのではないのでしょうか。会社独自のシステムで請求をやり取りする仕組みは「今後増えることは予想されない為、これ以上煩雑化することはないでしょう」との回答をデジタル庁の加藤氏よりいただきましたが、デジタルインボイスが「義務化」にならない限り煩雑化が止まる事は無いと感じます。だからこそ海外の国々では「義務化」されているのではないのでしょうか。一会社の一経理の一員としてですが、日本でもデジタルインボイスの「義務化」が進むことを切に願います。

会津若松法人会会員の方は無料で利用できます

デジタル化 総合相談室

「スマホの使い方」から「ITと経営全般に関する総合的知識を得ることが出来るITパスポート試験」「デジタルインボイス」「電子帳簿保存法」など、事業所のIT化やデジタル化に関する疑問・お悩みがありましたらお気軽にご相談ください！

申込方法：電話またはメールで予約してください

電話：0242-22-5821

mail：info@aizu-ho.or.jp

担当：デジタル戦略委員会専門相談員

※相談の内容は守秘いたします。



暑中お見舞い申し上げます



URL : <http://aizu-tsuum.co.jp/>

代表取締役
社長 渡邊 拓也

e-mail : takuya_watanabe@aizu-tsuum.co.jp

会津通運株式会社

〒965-0052 福島県会津若松市北町大字始字見島83番地
TEL 0242-22-4373 FAX 0242-25-0611



OLYMPUS

代表取締役社長

松岡 賢二

会津オリンパス株式会社

〒965-8520 福島県会津若松市坂町北3-1-1
TEL 0242-28-2111 FAX 0242-28-2117
<https://www.aizu.olympus.co.jp/>



1871-2021
ADVANCE
150th

代表取締役社長
満田 盛護
Mitsuta Seigo

会津天室醸造株式会社

■ 本社
〒965-8511 会津若松市大町1丁目1番24号
TEL 0242-23-1616 FAX 0242-25-4767

URL : <http://www.aizu-tenpo.co.jp>



株式会社
会津電気工事

代表取締役

佐藤 脩一



〒965-0841 福島県会津若松市門田大字日古字小金井38番地3
TEL 0242-27-1460(代) FAX 0242-27-1362



株式会社 会和工務店

福島県知事許可 特・般 第15628号

代表取締役

内 川 健 一

〒965-0102 福島県会津若松市真宮新町北1丁目7番地
TEL 0242-58-3388(代表) FAX 0242-58-3390



社員の和 お客様との和 地域社会との和 を大切にします

創業昭和13年 会津の老舗不動産屋さん
福島県知事(16)第50043号



株式会社 会津不動産商会
Aizu Real Estate Agent Inc.

代表取締役 伊 東 邦 彦
Itoh Kunihiro

〒965-0877 福島県会津若松市西条町8番34号(築高校正門前)
TEL (0242) 27-0318(代) FAX (0242) 27-0343
携帯 090-1936-8789 E-mail: area110@nifty.com



理事長

星

幹 夫

会津信用金庫

会津若松市馬場町二番十六号
電話(0242)217555
FAX(0242)241896



理事長
小林 利 典

会津商工信用組合

〒965-0037 会津若松市中央一丁目一番三〇号
電話(0242)217555(代)
FAX(0242)217555
<http://www.aizushinkin.co.jp/>

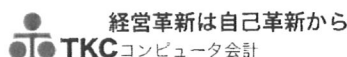


代表取締役社長

四 家 邦 博

会津自動車工業株式会社

〒965-0005 会津若松市一里町大字馬場町二番二四
電話(0242)241271(代)
FAX(0242)241271



経営革新は自己革新から

有限会社 遠藤総合経営センター

代表取締役 遠藤 久

事務所 〒965-0046 福島県会津若松市八日町2番15号
TEL (0242)32-1960(代) FAX (0242)32-4644
E-mail: e@tkcnf.or.jp
URL: http://www.tkcni.com/endouzeirishi

民間車検場

自治労、教職員共済、全労済 指定工場

(有)五十嵐自動車整備工場

代表取締役 五十嵐 正義

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ワケ33-1
TEL 0242-62-3325
自宅 62-2325
FAX 0242-62-3045

金子建設株式会社

代表取締役 金子 保彦



本社 福島県大沼郡昭和村大字噴丸字松木平727
TEL (0241) 57-2211
FAX (0241) 57-2213
E-mail: yasuhiko@sw-kaneiko.com
URL: https://www.kaneiko-showa.jp

伝承された日本の美と心を伝える



仏壇・仏具・位牌の総合メーカー

株式会社 小野漆器店

代表取締役 小野 隆市

本社 福島県会津若松市インター西56番地の1
電話 965-0059 電話 (0242) 24-1010代
FAX (0242) 37-2862



税理士法人キョロ

齋藤事務所

社員 / 税理士

齋藤 章一

SAITO Shoichi

〒969-6533
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下751-4
電話(0242)85-6378 FAX(0242)85-6379
携帯090-4559-6268



税理士法人キョロ

代表社員 / 税理士

鈴木 義文

SUZUKI Yoshifumi

〒965-0053
福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木152
電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321
FAX (0242)23-7146 E-mail: gibun-5@kjc.biglobe.ne.jp

ISO9001 ISO4001 認証取得



佐久間建設工業株式会社

〒969-7406

福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平687番地
Phone:0241-52-3111/Fax:0241-52-3320
E-mail:iwao-s@sakuma-k.co.jp
URL https://www.sakuma-ci.com

代表取締役 社長

佐藤 岩男

技術士 (建設部門)

～大正13年創業～

小島工業株式会社

取締役会長

小島 英一

本社 〒965-0042 会津若松市大町二丁目6-22
工場 〒969-6586 福島県河沼郡会津坂下町坂本字滝坂ノ上900
TEL:0242-83-4020
FAX:0242-83-1124
E-mail:koji3.eddy@siren.ocn.ne.jp
関東営業所 〒332-0035 埼玉県川口市西青木2-8-28
TEL:048-497-1350
FAX:048-497-1530



鶴城みず・キンタカサゴしょうゆ

高砂屋商店

代表社員 桑原 勇

〒969-6539
福島県河沼郡会津坂下町字古市141
TEL (0242) 83-2032
FAX (0242) 83-0424
URL http://www.kintakasago.com/
E-mail isamu@kintakasago.com



福島県知事許可(特定)第15852号

株式会社 佐藤電設

代表取締役 佐藤 春幸

(一級電気工事施工管理技士)
(一級管工事施工管理技士)
(一級土木施工管理技士)

本社 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下103番地1
〒969-6551 TEL (0242) 83-0043(代表)
FAX (0242) 83-0086
E-mail:wildsato75@sato-densetsu.co.jp
喜多方営業所 福島県喜多方市塩川町字東栄町一丁目5番地9
〒969-3512 TEL (0241) 27-4005
FAX (0241) 23-5795



暑中お見舞い申し上げます

TSC グループ

代表取締役 田崎 幸男
社長

トーホクサービス(株) (株)トーホク
いずみ自動車工業(株) (株)OFFICE TASAKI
L&Bトーホクビル e-unif



TAKEDA
general hospital
●竹田総合病院
地域医療支援病院
地域がん診療連携拠点病院
臨床研修指定病院
日本医療機能評価機構認定

●山鹿クリニック
●神ノ牧温泉病院
●介護老人保健施設エキネシス/牧
●介護福祉本部
●竹田看護専門学校

理事長

竹田 秀

TAKEDA SHU

一般財団法人 竹田健康財団

〒965-8585
福島県会津若松市山鹿町3-27
Phone : 0242-27-5511 Fax : 0242-27-5670
URL : <http://www.takeda.or.jp>



会長 星 貴
Motomu Hoshi

代表取締役 星 賢一
Kenichi Hoshi

坂下電子光学株式会社

本社工場 〒969-6541 福島県河沼郡会津坂下町字四十石348-1
TEL.0242-83-3821 FAX.0242-83-4778
E-mail: kenhoshi@bangedenshi.jp <http://bangedenshi.jp>

NZR 株式会社 野尻金属



EcoAction21
登録番号0002522

代表取締役

社長 野尻 勝志

本社・会津事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21
TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072
川崎事業所 〒210-0854 神奈川県川崎市川崎区浅野町6-4
TEL 044-333-1105 FAX 044-355-9958
<http://www.nzr.co.jp>



この名称は商標材を添付しております



株式会社 マコト精機

冷間ロール成形機および付帯設備の設計製作
機械及び電気制御の設計製作、メンテナンス

代表取締役

古川 信吾

福島県会津若松市河東町広田字塩新237番地
〒969-3471 TEL (0242) 75-2828(代)
FAX (0242) 75-3302(営業・技術)
URL: <http://www.makotoseiki.co.jp>
E-mail: furukawa-e@makotoseiki.co.jp



農業生産法人 株式会社 米夢の郷

代表取締役

猪俣 道夫

〒969-6144 福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜ノ下 27
TEL 0242-57-1505 FAX 0242-57-1506
<http://maimunosato.jp> Email: inomata@maimunosato.jp

代表取締役
高橋 達
たか ちは

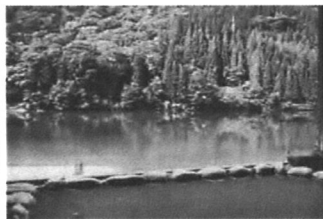
敢 すすむ

〒965-0878
会津若松市中町2番85号
TEL 0242-26-5511(代)
FAX 0242-26-5512
携帯 070-5321-5514
E-mail: s.takahashi@marutomi.co.jp

早戸温泉・つるの湯

早戸温泉つるの湯企業組合
代表理事

佐久間 源一郎



源泉かけ流し・天然薬湯100%
千二百年の名湯が日帰り温泉
湯治施設、食堂も完備
温泉療養にも適合しました

〒969-7406
福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888
TEL 0241-52-3324 FAX 0241-52-3324



会津土建株式会社

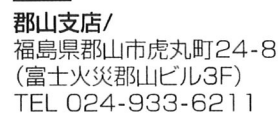
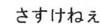
代表取締役

菅家 忠洋

〒965-0878
福島県会津若松市通手町五三六
電話 (0242) 26-5511
FAX (0242) 26-5512
携帯 070-5321-5514

i-Construction

非木材紙を使用しています



税に強い経営者が 次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 